



平成24年12月11日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
代 表 者 代 表 取 締 役 関 戸 明 夫
(コード番号 2375 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 丸 田 善 崇
(TEL 03-6832-3260)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年12月11日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 株式分割、単元株式制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき300株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に3分の1になります。

* 平成24年12月11日時点の株価(90,800円)をもとに今回の株式分割が行われた場合、東京証券取引所の投資単位水準として定める5万円以上50万円未満という努力義務規定の水準を下回るようになりますが、当社としては今後も引き続き株価向上策にいそしみ、東京証券取引所の投資単位水準を上回るように努めてまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年12月31日(月)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成24年12月28日(金))の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき300株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数(平成24年12月11日現在)

株式分割前の発行済株式総数	:	19,174株
今回の分割により増加する株式数	:	5,733,026株
株式分割後の発行済株式総数	:	5,752,200株
株式分割後の発行可能株式総数	:	19,500,000株

* 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成24年12月14日(金)	(電子公告掲載開始日)
基準日	平成24年12月31日(月)	(実質基準日：平成24年12月28日(金))
効力発生日	平成25年 1月 1日(火)	

(参考) 平成24年12月26日(水)をもって、東京証券取引所における当社株式売買単位は1株から100株に変更されます。

(4) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても平成25年1月1日以降、次のとおり調整されます。

① 平成14年10月15日臨時株主総会により決議された新株予約権

権利付与日	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額
平成15年7月30日	第1回：3株	90,000円	第1回：900株	300円

② 平成16年1月29日定時株主総会により決議された新株予約権

権利付与日	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額
平成16年6月30日	第2回：30株	179,700円	第2回：9,000株	599円
平成17年1月12日	第5回：10株	146,000円	第5回：3,000株	487円

③ 平成17年1月27日定時株主総会により決議された新株予約権

権利付与日	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額
平成17年2月15日	第6回：20株	154,600円	第6回：6,000株	516円

④ 平成18年1月27日定時株主総会により決議された新株予約権

権利付与日	調整前		調整後	
	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額	新株予約権の目的となる株式の数	行使価額
平成18年4月29日	第10回：145株	178,000円	第10回：43,500株	594円

3. 単元株制度の概要

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年1月1日(火)

4. 定款の変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条2項及び第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成25年1月1日(火)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(ア) 株式分割の割合を勧案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

(イ) 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

(ウ) 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(エ) 現行定款第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線部分に変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、65,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、 <u>19,500,000株</u> とする。
(新設)	<u>第7条 (単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第38条 (条文省略)	第8条～第39条 (現行どおり)
<u>新設</u>	(附則) <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにそれに伴う</u> <u>条文の繰り下げの効力発生日は平成25年1月1日とする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって、削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年1月1日(火)

以上